

## 熊本県犬猫譲渡要領

### (目的)

第1条 この要領は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号）」及び「熊本県動物愛護推進計画」に基づき、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向けて、熊本県動物愛護センター（以下「センター」という。）及び県内各保健所（熊本市を除く）が行う犬及び猫の譲渡に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 抑留犬 狂犬病予防法第6条第1項及び熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項の規定により抑留又は収容された犬をいう。
- (2) 引取り犬 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項又は第3項の規定により、所有者又は拾得者等から引き取った犬をいう。
- (3) 引取り猫 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項又は第3項の規定により、所有者又は拾得者等から引き取った猫をいう。
- (4) 負傷動物 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定により収容された犬又は猫をいう。

### (対象動物)

第3条 譲渡の対象動物は、次の各号のいずれかに該当する犬又は猫のうち、原則として「譲渡の適性評価基準」（別表1）を満たすものとする。なお、市町村又は県で公示したもののについては、公示期間終了後、1日以上を経過したものに限る。

- (1) 抑留犬
- (2) 引取り犬
- (3) 引取り猫
- (4) 負傷動物

### (譲渡対象者)

第4条 譲渡対象者は、一般飼養者及び登録譲渡ボランティア（団体及び個人活動者）とする。

- (1) 一般飼養者  
一般飼養者は、「一般飼養者の審査基準」（別表2）の基準に適合する者とする。
- (2) 登録譲渡ボランティア  
ア 登録譲渡ボランティアは、「登録譲渡ボランティアの審査基準」（別表3）に適合する者とし、センターが作成する「登録譲渡ボランティア名簿」に登録された者とする。  
イ 登録譲渡ボランティアは、県が必要に応じて募集する。

(登録譲渡ボランティア登録手続き)

第5条 募集に際し登録を希望する者は、「登録譲渡ボランティア登録申請書」(別記第1号様式)を住所地(主たる事務所)を所管する保健所(熊本市においてはセンター)に提出する。

2 保健所は、申請者が別表3に適合するか審査するとともに、飼養施設等の現地調査を行い、適合する場合はセンターに副申する。

3 センターは、申請者が別表3に適合するか審査するとともに、飼養施設等の現地調査を行う。なお、現地調査については熊本市動物愛護センターに同行を要請するものとする。

4 審査の結果、適合すると認められる場合、センターは「登録譲渡ボランティア名簿」に登録し、別記第2号様式により通知する。

5 センターは、登録譲渡ボランティア名及び代表者の氏名等を熊本県動物愛護ホームページで公表する。

(譲渡前講習会)

第6条 センター及び保健所は、譲渡対象者に譲渡前講習会を実施する。

(1) 一般飼養者

ア 一般飼養者は、犬又は猫を譲受する前にセンター又は保健所において、別表4に基づいた譲渡前講習会を受講しなければならない。

イ センター及び保健所は、希望者に対し、「譲渡前講習会受講済証」(別記第3号様式)を交付する。

ウ 譲渡前講習会受講済証の有効期間は、講習会受講の日から3年間とする。

(2) 登録譲渡ボランティア

登録譲渡ボランティア(団体の場合は、所属する全ての会員)は、別表4に基づいた譲渡前講習会を受講しなければならない。

(譲渡手続き)

第7条 譲渡の手続については、次の各項のとおり実施するものとする。

(1) 一般飼養者

ア 犬を譲受しようとする者は「犬の譲渡申請書」(別記第4号様式)を、猫を譲受しようとする者は「猫の譲渡申請書」(別記第5号様式)を、当該犬又は猫を収容するセンター又は保健所に申請する。

イ センター又は保健所は申請者の生活環境、飼養環境及び犬猫の特性等から総合的に譲渡の可否を判断し、譲渡が決定した場合は「譲渡申請書」の写しを交付する。

ウ 譲渡は、センター又は保健所で行うこととし、センター又は保健所職員は譲渡する犬又は猫に関する情報を提供し、適正な飼養管理について指導する。

(2) 登録譲渡ボランティア

ア センター又は保健所は、登録譲渡ボランティアが登録簿に記載されているか確認する。

イ 犬猫を譲り受ける場合は、「登録譲渡ボランティア譲渡申請書」(別記第6号様式)

を当該犬猫を収容しているセンター又は保健所に提出する。

ウ センター又は保健所は申請者の生活環境、飼養環境及び犬猫の特性等から総合的に譲渡の可否を判断し、譲渡が決定した場合は「登録譲渡ボランティア譲渡申請書」の写しを交付する。

エ 譲渡は、センター又は保健所で行うことし、センター又は保健所職員は譲渡する犬又は猫に関する情報を提供し、適正な飼養管理について指導する。

- 2 センター又は保健所は、譲渡する犬又は猫にマイクロチップの装着又は登録がある場合、その装着、登録の状況に応じ、「装着証明書」、「識別番号証明書」、又は「登録証明書」を譲渡対象者に交付しなければならない。
- 3 センター又は保健所は、必要に応じ、譲渡する犬又は猫の治療歴や「ワクチン接種証明書」等を譲渡対象者に交付することとする。
- 4 譲渡にかかる費用は無料とする。

#### (譲渡後の報告)

第8条 譲渡後の報告については次の各号のとおりとする。

##### (1) 一般飼養者

一般飼養者は、譲受した日から3ヵ月以内に、「譲受後連絡票」(別記第7号様式)を譲渡したセンター又保健所に提出しなければならない。

また、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、譲渡したセンター又は保健所に連絡しなければならない。

ア 住所、氏名及び電話番号を変更するとき

イ 当該動物の飼養継続が困難となり、第三者への譲渡を希望するとき

ウ 当該動物を逃走させたとき

エ 飼養管理の不備により、当該動物を死亡させたとき

##### (2) 登録譲渡ボランティア

登録譲渡ボランティアは、譲受した犬又は猫の譲渡先が決まった場合や死亡した場合は、速やかに「再譲渡等報告書」(別記第8号様式)を譲渡したセンター又は保健所に提出しなければならない。

#### (譲渡ボランティアの遵守事項に関する事項)

第9条 登録譲渡ボランティアは、「登録譲渡ボランティアの遵守事項」(別表5)に掲げる内容を遵守しなければならない。

- 2 登録譲渡ボランティアは、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「登録譲渡ボランティア内容変更届出書」(別記第9号様式)を申請を行ったセンター又は保健所に提出しなければならない。
- 3 登録譲渡ボランティアは、毎年5月31日までに飼養者ごとの「登録譲渡ボランティア定期報告書」(別記第10号様式)を申請を行ったセンター又は保健所に提出しなければならない。
- 4 登録譲渡ボランティアは、活動を廃止した場合、速やかに「登録譲渡ボランティア活動廃止届出書」(別記第11号様式)を申請を行ったセンター又は保健所に提出しなけれ

ばならない。

- 5 センター又は保健所は、年に1回、登録譲渡ボランティアの飼養施設等に立ち入り、別表5に関して調査を行う。飼養施設等が熊本市に所在する場合、センターは熊本市動物愛護センターに同行を要請するものとする。
- 6 登録譲渡ボランティアは、毎月、「登録譲渡ボランティア自主点検表」（別記第12号様式）により飼養場所毎に、飼養状況等の点検を行い、上半期（1月～6月）分を7月10日までに、下半期（7月～12月）分を1月10日までにセンターに提出すること。
- 7 センターは、登録譲渡ボランティアが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録の取消しを行うことができる。
  - （1）審査基準（別表3）に適合しなくなったとき
  - （2）遵守事項（別表5）を履行していないと認められるとき
  - （3）誓約事項（別記第6号様式）を遵守していないと認められるとき
  - （4）飼養施設が第二種動物取扱業の届出対象にも関わらず、届出を行っていないとき
  - （5）その他動物の愛護及び管理に関する法律及び狂犬病予防法を遵守していないことが認められるとき
  - （6）直近3年にわたり本県からの譲受実績が認められないとき
  - （7）正当な理由なく立入調査を拒んだとき
  - （8）センター及び保健所の指導に従わないとき
- 8 センターは、前項により登録譲渡ボランティアの登録を取り消す場合は、その理由を当該登録譲渡ボランティアに明示しなければならない。

#### （譲渡後の調査及び指導）

- 第10条 譲渡した保健所は、犬又は猫を譲受した者に対し、必要に応じて譲渡後の誓約事項の遵守状況及び飼養管理状況等について、調査を行う。
- 2 当該保健所は、前項の調査において誓約事項に違反している又は不適切な飼養を行っていることが判明した場合は、指導票の交付等により指導を行う。
  - 3 前2項による調査に際し、譲渡した保健所の管轄外（熊本市を除く県内に限る）に譲受者の住所地がある場合は、当該住所を管轄する保健所に対し、必要な協力を求めることができる。センターから譲渡した場合は、センターから当該住所を管轄する保健所に対し必要な情報を提供し、当該保健所が必要な調査や指導等を行う。
  - 4 県外又は熊本市に住所を有する譲受者に対して指導や調査等が必要な場合、譲渡したセンター又は保健所は健康危機管理課に報告し、健康危機管理課は関係自治体に情報提供を行い、必要な指導や調査等について協力を依頼する。

#### （その他）

- 第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和8年（2026年）3月1日から施行する。